

産業廃棄物焼却施設の建設計画の中止を求める決議（案）

福岡金属興業株式会社(直方市大字中泉 885 番地 19)が福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦(870 番地 1・870 番地 3・875 番地 1)に産業廃棄物焼却施設を建設する計画をたてている。

しかし、この建設予定地は、桂川町総合グラウンド・総合体育館の近くであり、搬入路は桂川町の児童生徒の通学路に重なっている。

ここに産業廃棄物焼却施設を建設する計画に対し、桂川町議会は、環境への悪影響、健康への懸念、大型車による事故、地域への経済的影響、説明不足を理由に、令和 5 年 12 月 15 日に「産業廃棄物焼却施設の建設に不許可を求める意見書」を可決、県知事へ意見書を送付している他、行政や住民も反対の意思を明らかにしている。

飯塚市においても、建設予定地は、桜の名所で天文台があり子どもが多く遊ぶ大将陣公園のすぐ横にあたるだけでなく、今年 11 月に市民の健康づくりのために開設したグラウンドゴルフ場の近くに位置し、飯塚市都市計画マスタープランの方向性である「自然の恵みを活かし、水と緑を大切にすまちづくり」と合致していない。

また、近隣住民からも、今回の産業廃棄物焼却施設の建設計画に対し、桂川町同様、環境への悪影響、健康への懸念、大型車による事故、地域への経済的影響、説明不足といった理由から強い懸念と怒りの声が上がっている。

よって、飯塚市議会は、住民の健康と福祉をまもり、住民の声を政治に活かすため、住民の同意のない今回の福岡金属興業株式会社の産業廃棄物焼却施設の建設計画の中止を強く求めるとともに、同建設計画に対して許可を出さないよう強く求める別紙意見書を県に対し提出するものである。

以上、決議する。

令和 6 年 12 月 13 日

飯塚市議会

産業廃棄物焼却施設の建設に不許可を求める意見書を提出するため本案を提出する。

令和 6 年 12 月 13 日

提出者 飯塚市議会議員 小幡 俊之

賛成者 飯塚市議会議員 赤尾 嘉則

〃 奥山 亮一

〃 藤間 隆太

〃 田中 武春

〃 川上 直喜

〃 吉田 健一

〃 城丸 秀高

〃 金子 加代

産業廃棄物焼却施設の建設に不許可を求める意見書（案）

福岡金属興業株式会社(直方市大字中泉 885 番地 19)が福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦(870 番地 1・870 番地 3・875 番地 1)に産業廃棄物焼却施設を建設する計画をたてています。

この建設予定地は、桂川町総合グラウンド・総合体育館の近くであり、搬入路は桂川町の児童生徒の通学路に重なります。

ここに産業廃棄物焼却施設を建設する計画に対し、桂川町議会は、環境への悪影響、健康への懸念、大型車による事故、地域への経済的影響、説明不足を理由に、令和 5 年 12 月 15 日に「産業廃棄物焼却施設の建設に不許可を求める意見書」を可決、県知事へ意見書を送付しています。また、行政・住民も反対の意思を示しています。

飯塚市においても、建設予定地は、桜の名所で天文台があり子どもが多く遊ぶ大将陣公園のすぐ横にあたるだけでなく、今年 11 月に市民の健康づくりのために開設したグラウンドゴルフ場の近くに位置し、飯塚市都市計画マスタープランの方向性である「自然の恵みを活かし、水と緑を大切にすまちづくり」と合致しておりません。

また、近隣住民からも、今回の産業廃棄物焼却施設の建設計画に対し、桂川町同様、環境への悪影響、健康への懸念、大型車による事故、地域への経済的影響、説明不足といった理由から強い懸念と怒りの声が上がっています。

飯塚市議会は、住民の健康と福祉をまもり、住民の声を政治に活かすため、住民の同意のない産業廃棄物焼却施設の建設に反対いたします。

つきましては、産業廃棄物焼却施設建設計画に対して、県の許可を出さないよう強く求め、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。